

「大気環境常時測定局の配置方針について」（素案）

1 はじめに

千葉県では、昭和 30 年代以降、東京湾臨海部への工場・事業場の集中立地が進み、また、人口の増加とそれに伴う急激な都市化が進行する中で、大気汚染をはじめとする様々な公害問題が生じた。

これらの問題に対し、県及び関係市が協力して、大気環境常時測定局を積極的に配置して、大気環境を監視するとともに大気汚染物質の排出抑制のための施策を展開してきた。

その結果、千葉県における大気環境は、光化学オキシダントは環境基準未達成の状況にあるが、二酸化硫黄は昭和 54 年以降、一酸化炭素は測定開始の昭和 49 年以降、浮遊粒子状物質は平成 19 年以降、環境基準の達成を維持し、二酸化窒素についても概ね環境基準を達成するなど、改善しつつある。

その一方、新たな大気汚染物質として、微小粒子状物質（以下「PM2.5」という。）の環境基準が平成 21 年 9 月に設定され、それに伴い「大気の汚染の常時監視に関する事務処理基準」（以下「事務処理基準」という。）が改正され、PM2.5に係る規定が追加されるとともに、既存の測定項目についても、見直しが行われた。

これを受けて、千葉県における測定局の配置方針を検討することとした。

2 測定局配置方針策定に当たっての考え方

測定局の配置方針の策定に当たっては、事務処理基準を踏まえ、千葉県の厳しい財政状況の中、新たに PM2.5 の測定を行う必要があることから、大気環境の現状や現行の測定局の配置状況等を勘案し、最も効率的な配置となるものとする。

(1) 地域区分についての考え方

事務処理基準では、県を地域に区分して基本的測定局数を算定することができるとしている。

千葉県においては、効率的な局数を導くため、市町村を地域区分として算定を行い、その合計を県全域の基本的測定局数とする。

(2) 考慮すべき地域的視点

千葉県の地域的な視点として考慮すべき事項は、以下のとおりとする。

①固定発生源の影響

全国有数のコンビナートがある京葉臨海工業地帯において、固定発生源の影響を把握する必要がある。

②越境大気汚染の影響

県外からの大気汚染の影響を把握する必要がある。

③既存測定局の有効活用

千葉県では、既に県、政令市（千葉市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、市原市）、その他の市（「一般市」という。）が測定局を設置していることから、測定局の配置に当たっては、現況の測定局の位置やデータの継続性を考慮し、効率的な配置の検討を行う必要がある。

3 県が設置する測定局

県が設置すべき基本的測定局数は、県全域の局数から、政令市の地域に係る局数を除いたものとなる。

県が設置する測定局については、以下の事項について検討し、配置の見直しを行うものとする。

①地域的視点

- ・固定発生源の影響
- ・越境大気汚染の影響
- ・既存測定局の有効活用

に加え、県全体の調査研究を目的とした測定局の整備を図ることが必要である。

②政令市等との調整

県の測定局の配置に当たっては、政令市及び一般市局を含めた測定局の配置状況及び過去の測定データの解析結果を考慮する必要がある。

4 政令市が設置する測定局

政令市においては、事務処理基準に基づき測定局を配置することとなるが、上記「2（2）考慮すべき地域的視点」を踏まえ、県と調整し、配置されることが望ましい。

5 一般市が設置する測定局

一般市については、住民ニーズ等に対応するため、独自の必要性に基づき測定局を設置していることから、自ら測定局を配置することは妨げない。

6 県が設置する測定局の測定項目

（1）微小粒子状物質（PM2.5）

県が設置すべき局において、順次整備することが望ましい。

- ①県内全域の濃度傾向を把握するため、地域に偏りが生じないように配置する。
- ②浮遊粒子状物質の濃度から環境基準を超過するおそれがある測定局に優先して配置する。

(2) 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質

事務処理基準では、自動車 NOX・PM 法に基づく対策地域においては、測定項目の補正係数 $4/3$ を基本的測定局数に乘じ必要局数を算定することとされているが、対策地域内の 16 市のうち、過去 3 年間、環境基準を満足している市には適用を猶予することもやむを得ないものとする。

(3) その他の項目

光化学オキシダント、二酸化硫黄、非メタン炭化水素、一酸化炭素については、基本的測定局数に事務処理基準による環境濃度レベルに対応した係数及び測定項目の特性に対応した係数を乗じて求めるものとする。

7 配置方針の見直し

本配置方針は、大気環境の状況や、発生源の状況、政令市及び一般市の整備状況並びに国の動向を踏まえ、5 年を目途に見直しを行うものとする。